

Title	近代自然法の展開に関する一考察(一)
Sub Title	A study on the development of the modern natural law (1)
Author	野地, 洋行
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1960
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.53, No.3 (1960. 3) ,p.236(26)- 251(41)
JaLC DOI	10.14991/001.19600301-0026
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19600301-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代自然法の展開に関する一考察 (一)

野 地 洋 行

一、序 論

二、グロッチウス、ホップズ、ロック

三、イギリスからフランスへ——自然法観の分化——

- (1) フイジオクラットの自然法観
 (2) フランス唯物論の自然法観

一、序 論

近代諸社会科学の母といわれる近代自然法の流れは、その名が暗示するように従来法学の分野にとりあげられ、法思想史の一環として研究されることが多かった。しかしながら、古代ギリシャやローマの自然法や、中世の神学的自然法に対比させられた意味での近代自然法の、近代諸社会科学の母としての意義は、近來ますます正当な評価をうけるようになっていく。法哲学としての自然法はすでに聖トマスにおいて完成され、現在でもその教義が信奉されているが、そのような中世的教権の世界を絶頂として開花した自然法

にくらべて近代自然法ははるかにゆたかなものをもっている。万民法と密接な関連を含み、多分に実際の、機能的な性格をもっている。ローマの自然法、さらに神の法と人定法との媒介者として考えられた中世の自然法が、法のおよび神学的な規範性を強くまといいつけていたのに対し、近代自然法はこの規範性を徐々にぬぎすてて実証性を高めていった。つまり永久的、絶対的かつ静止的な宇宙の理法としての「自然法」の観念は、国家や社会および人間に関する経験的な「自然」の観念によってその位置をかえられてゆく。このことは中世の安定した封建体制の支配の中から、資本主義的諸関係が徐々に成長し、みずからに適合した体制をつくり出しはじめたことに対応している。神の法が超越的に人間を支配するのではなく、人間が自然法をきき上げるようになる。だが人間にとって何が「自然」であるか、は中世の安定的・停滞的な社会秩序がくずれ、ブルジョアの発展がすすむばすすむほどその段階に応じて内容を異にしていく。実に、「自然」の意味は多義である。異なった時代の人々は異

なった「自然」をみ、異なった「自然」を要請する、というだけではない。同一の時代、同一の国にあっても、資本主義の発展形態の多様さに応じて、異なった階級が異なった自然をみ、異なった自然を要求するのである。

たとえばロックの自然法がフランスへ渡ったとき、それをうけとる社会的諸階級によって「自然」の観念は分化した。ブルジョア革命の前夜にあったフランスでは、来るべき社会の主導権をにぎろうと諸階級が混沌としてひしめいていたのである。フイジオクラットにとって「自然」とは神によって与えられた経済的な再生産のメカニズムであった。唯物論者にとっては「自然」は物理的なものとしてとらえられた人間の欲望の体系であった。モレリーやマブリーあるいはルソーにとって、「自然」は本来人間があるべき幸福の状態であった。

近代自然法観の、フランスにおけるこの経済学、哲学、社会主義への、萌芽的な分化のほかに、さらにわれわれは次のことを知っている。フイジオクラットがイギリス経済学の発展に大きな遺産を与えていること。ドイツ哲学がフランス唯物論の克服を一つの大きな課題として発展したこと。およびフランス社会主義が、疎外からの人間回復の要求において啓蒙社会主義者やルソーの流れをくんでいること。近代自然法はこのようにフランスにおいてそれぞれ異なった形で分化し、自立化しはじめた。経済学、哲学、社会主義への発展という形でのその独自の発展過程はまた同時に近代的な学問の分野

近代自然法の展開に関する一考察 (一)

への自然法の解消の過程でもある。だが自然法はこの分化と自立化の過程の中で、かつてそれがもっていた統一性、総合性を失ったのである。それはブルジョア経済学に発展することによって非人間的な客観科学となり、観念論哲学となることによってプロシヤ帝国の擁護者となり、空想的社会主義となることによって客観的な現実把握から遠ざかった。このように近代自然法の統一性は、その中から学問の諸分野が分裂し、自立化することによって失われたが、諸学の本来の関連性をとりもどすことによって新しい人間社会の方向を的確にさし示すことができたのは、いうまでもなくマルクスであった。現実におけるプロレタリアートの成長を背景にして、彼はこの三つの源泉を統一したのである。だがこの三つの源泉をさらに辿れば近代自然法にその一なる母を見出すことができる。現在われわれは再び諸学の専門化、冷たい関係の中に立っているが、この再びわれわれはじめた諸学の関連性をマルクスより更に高い段階で回復し、新しい社会の方向をさし示すことこそわれわれの課題であり、社会思想とは、そのような諸社会科学の関連性を保証する学だと私は考える。

(1) たとえばハスバッハは次のようにいっている「子供が母の生命の中に宿るように、経済学は自然法の生命の中に宿った。」

Hasbach; Die allgemeinen philosophischen Grundlagen der von François Quesnay und Adam Smith begründeten politischen Ökonomie, 1890, S. 70.

(2) D'Entreves; *Natural Law*, 1951, cf. ch. 1. 久保訳三
九一四三頁。

(3) 古代ギリシャの哲学がキリスト教体系の中にとり入れられ、
スコラ哲学を形成してゆく過程はトレルチの研究に詳しい。

Troeltsch; *Soziallehren der Christlichen Kirchen und
Gruppen-Gesamelte Schriften*, I, Band, 1912. (translated
in English; *The Social Teaching of the Christian
Churches*, transl. by O. Wyon, 2 vols., 1931.

(4) Raynaud; *La loi naturelle en economie politique*,
Tom. 1, 1936, p. 11.

(5) Ritchie; *Natural Rights, a criticism of some politi-
cal and ethical conceptions*, 1903 ed., pp. 71-77.

リッチイは自然の観念を概念的に分類して、一、宇宙の全体と
しての自然、二、その非人間の部分、三、理想的(目的の完遂さ
れた状態)、四、原始的(不完全)とのべている。このような概念
的な分類はたしかに便利ではあるが、むしろかかる多様さが歴史
的によつてに継起したかが問題であらう。

(6) 河野健二「革命思想の形成」一九五六年、一四頁参照。

(7) もちろん自然法は単に経済学、哲学、倫理学の源泉であるば
かりでなく、社会学、政治学、等の源流でもある。

(8) Schumpeter; *History of Economic Analysis*, 1954,
p. 107. 東畑訳二二〇頁。

ことを意味している。秩序の構成分子としての個人の権利の具体的
内容がどういふものであれ、ともかく近代自然法は絶対的な神の権
威によつてではなく個々の人間から出発して新しい秩序を下からき
ずき上げなければならなかった。

近代自然法の発展はこのような体系、または秩序としての自然法
と、その構成要因たる近代的個人の権利としての自然権との対立の
発展として考えることができる。ボルケナウは次のようにいう
「二つの基本的な生活領域ないし観察方法、つまり衝動と秩序、自
然と法、原因と規範との不一致がグローチウスではじめて、はっき
りとあらわれる。それらを統一体として理解することはできない
が、それにもかかわらず、それらは集中させられなければならない」
「これがすべての近代哲学を規定しているのである。」自然法思想の
発展が、法と、権利の対立を契機として行なわれるのは、ちょうど、
社会の発展が、生産力と生産関係との矛盾を契機として展開される
のに似ている。

かくてわれわれは以下、近代自然法の発展を考察するためのたて
の系列としては、自然法および自然権の具体的内容がいかに深化し
てゆくかを、横の系列としては秩序(自然法)と権利(自法権)の間の
対立・緊張がいかに止揚されるか、という視点をたてておきたい。
グローチウス さてグローチウスの功績はすでに述べた世俗的・
個人主義的という二つの特徴をもつ近代自然法の原型を確立したこ
とであり、一言でいえば自然法を神の権威から解放したということ

近代自然法の展開に関する「考察」)

近代自然法が成立する過程は、人間理性が中世的な神の体系から
解放されてゆく過程である。グローチウスが近代自然法の父である
という評価はブーフエンドルフによつて下されたが、たしかにグロ
ーチウスの自然法思想の中にはのちに発展されるべき近代自然法諸
思想の原型が未分化の形でみることができる。近代自然法が神学的
自然法体系の中から発展したものであり、その意味で連続面をもつ
ことは記憶されねばならないが、「名称を除いては、中世の自然法
概念と近代のそれとの間に共通なものほとんどない」というダン
トレーウの言葉は、自然法思想における中世と近代との内容の相違
——その断絶面——を規定して明確である。

それでは自然法における中世と近代との相違はどこにあるか。一
般に近代自然法の特徴は、第一にその世俗的性格として、第二にそ
の個人主義的な色彩としてあげられる。この並記された二つの特徴
は簡単であるが実はのちに近代自然法思想の発展の中心課題となる
二つの対立した主題が含まれている。つまり第一の特徴は、それ
が絶対君主の法的秩序だろうと、あるいは物理的自然の体系だろう
と、経済社会の秩序だろうと、一つの調和的、統一的秩序が、神の
秩序としての中世的自然法から解放されはじめ、そして要請されて
いるということであり、第二の特徴は、そのような自然法的秩序を
構成する要素としての近代的個人の権利が確立されはじめたという

である。「自然法は正しき理性の命令である」⁽⁸⁾「さらに自然法は、神
もこれを変え得ないほど不変のものである。神の力は測り知らぬも
のとはいえず、その力の及ばぬあるものが存するといふ」⁽⁹⁾「それ
故に神さえも、二の二倍が四にならぬようにはできないと同じよう
に、本質的に悪しきものを悪しからずとなすことは全くできない」⁽⁹⁾
このように彼は神の権威によつてではなく、十七世紀の思想家にふ
さわしく、理性にもとづく新しい自然法を整然たる論理の演繹によ
つて数学的・形而上学的に構成しようとした。だが、それではグロ
ーチウスにあっては上にのべた二つの対立する要因、秩序としての
自然法とそれを構成する個人の権利との間の矛盾はどのように解決
されるだろうか。彼はその有名な社交性⁽¹⁰⁾ (socialness, est do-
begitudo) を媒介として、自然法と自然権、秩序と権利、あるいは
権力と自由の対立を矛盾なく統一しているのであり、その限り個人
としての個人の権利は解放されず、個人は神学的秩序に代る新しい
秩序に、すなわち形而上学的秩序の中に組み入れられることになっ
たのである。つまり人間は生まれながらにして他人との平和な共同
生活を営もうとするのであり、子供さえも他人に対して善行を行な
おうとする性向が現われる「それ故、あらゆる動物が自然によつて、
自己の利益のみを求めように向けられるということとは、普遍的に
考えるならば、これを容認してはならないのである」⁽¹¹⁾「このような人
間生来の社会的欲望(appetitus societas)を媒介として秩序と権
利の対立に調和を求めるといふ考え方は、個人と権力がまだ鋭く対

立するに至っていない共同体的社会を基礎としていられると思われ、それはのちにマブリーやモレリーの社会主義にも流れこんでいる。このようにみえてくるとグローチウスの自然法は、むしろ秩序の体系であって権利の体系ではないといえよう。彼は秩序と権利との緊張を予感したがそれは社交性によって融和されることができた。ホッブズの自然人が荒々しい無制約的な自然権をもっているのに比べて社交性をもった個人とはまさに共同体から解放されきらない前近代的な個人にはかならないといえよう。

ホッブズ 社会的欲望をもった温和な人間からはじめたグローチウスに対して、ホッブズが「万人に対する万人の闘争」をもって彼の自然状態を規定したのをみれば相違は明白である。ホッブズは次のように考へる。あらゆる個人が無制約的にその平等な自然権を行使するところから必然的に万人のたたかいが生ずるが、この自己矛盾を止揚するために、各個人はその自然権を全面的に国家権力に譲渡するのだと。ここにあっては秩序はもはやグローチウスにおけるように人間本性たる社交性によって成立するのではなく個人の自然権の否定の上に成立するものとなったのである。ここに秩序としての自然法と、権利としての自然権は明白な対立の中にあり、個人の権利は原理的に秩序に対立するものとして確立された。

リヴァイアサン第十四章においてホッブズがことさらに「ところで、この問題について論ずる人々のなかには、よく「*ius*」と「*potestas*」を混同して用いているが、この二つのものは当然

ロック ロックが、自然状態においては労働が財産に対する権利を与えた、と明確にのべたとき、自然権は抽象的な力の権利から所有の権利へとその具体的内容を深めたのであり、財産権は自然権としてここに確立された。だがここで注意しなければならないのは、ホッブズにあっては国家権力も所有権も、ともに契約による国家の成立をまっしてはじめて発生したのに対して、ロックの理論にあっては、国家権力(政治的關係)と所有権(経済的關係)が別個のものとして分化したということである。それは、労働にもつく所有権がそれ自体調和ある世界を現出している「自然状態」と、人間の協定によって所有権が再確認される「文明社会」との二つの部分へ二重化した。つまり「自然状態」の名のもとに社会の経済的諸關係が、そして「文明社会」の名において国家権力と政治の諸問題がとりあつかわれているのである。ここにおいて自然法はロック自身が考えたような人間原初の法であるよりは、市民政府の権力の基礎となるべき経済的な秩序体系の性格をもっているといえよう。ロックが労働による所有を自然状態にのみ限定しようとしたにもかかわらず、それが市民社会にも有効なものとして、自明なことのようにならざるを得ない。ロック自身もしばしば混乱しているのは、ロックが、政治的権力の基礎たる経済的諸關係を「自然状態」の名で考究したからにはかならない。自然状態と市民社会は実質上土台と上部構造の關係においてとらえられているのである。ロンメンは「これに反し、ロックにとっては自然状態およびそこにおいて与えられる自然

近代自然法の展開に関する一考察(一)

区別されなければならない……法と権利とは束縛と自由とが相違すると同じくらい相違するのである。」として、従来はっきりとは区別されなかった自然法(*lex naturalis*)と自然権(*ius naturale*)を分けねばならなかったのは、まさに彼の自然法がその本質において秩序の体系であるよりは権利の体系として確立されたことを示すものである。グローチウスが調和的秩序としての自然法を、神の權威から人間理性におきかえたとすればホッブズはそれを個人の自然権によって構成しなおしたといえよう。この場合法の秩序「戦争と平和の法」は国家の秩序「リヴァイアサン」となり現実的な国家の秩序は個人の自然権の否定の上に、しかし否定の上のみ、構成されることとなったのである。このように抽象的な力の権利としての自然権はホッブズによって明確に基礎づけられたが、それは決して具体的な内容を獲得することができなかった。なぜなら「すべての人間がすべての物に権利を有する」のであるから自然状態ではいかなる有効な所有権も存在しえない。彼は明確にいつている「強制権力の設定されていないところすなわち国家の存在しないところにはすべての人間がすべての物に権利をもっているため所有権なるものは存在しないのである。」正、不正の觀念と同じく所有権は契約による国家の成立ののち、はじめて有効に成立するものであるから、それは決して人間の自然的権利として基礎づけられることがなかった。ホッブズにあって確立されたのは抽象的な、力の権利であって所有権、財産権ではなかったのである。

法の任務は個人の不可譲の権利を確立することであり、しかもこの権利は国家状態においても決してなくならないものであった。それどころか、国家の目的はむしろこの権利の完全な展開と保障にあった。それ故にこの生得不可侵の権利は政府の行為と実定法のすべてがその正しさを証明すべき窮極の規準となった。生命、自由、ならびに所有に対する自由が法律を創ったのであり、その逆ではない。」とのべているし、「国家は自然法保護のためにのみ権力をもつ」のである。ロックの労働にもつく財産権理論が、王権とレヴェラーズの双方に対立した当時のイギリスの中間階級——その厳密な規定はここでの目的ではない——にふさわしいという社会経済史的評價とロックの政治理論が名譽革命の理論であるという政治史的評價はこれを間接的に裏づけるのであろう。更にリッチイが、「17世紀のピューリタン革命においてすでに歴史的な権利への訴えは自然権への訴えによっておきかえられた」といつているように、ロックの時代において歴史的、現実的な「古来の権利」という概念は、「自然の権利」へと転換されつつあったことは、更に彼の「自然状態」が、実は現実的な生産關係の抽象であったことを証明するであろう。労働にもつく所有を自然権として、そしてそれが構成する秩序を自然法として確立することにより、経済的諸關係は国家権力の基礎としてはじめて把握されたのである。なるほどそれは「自然状態」として考察され、自然状態における「自然法」もまた客観的な経済的自然法則としてはとらえられるにはいたらず、利己と全体の

幸福の調和体系としてしか考えられてはいなかった。つまり個人の所有権はグローチウスにおけるような人間の社交性を媒介として全体の調和を破ることなく、一つの秩序——自然法——を構成するものである。だからロックの理論の革命性は政治論の分野にのみあらわれるのであり、その基盤たる「自然の状態」においては、基本的には秩序と調和が支配しているのである。国家の権力は自然権の間の混乱を調整するところだけに限られ、もしこの機能を逸脱して専制化すれば、それはうち倒されねばならないことになる。だが労働にもとづく所有を自然権として確立したことはあらゆる意味においてロックの最大の功績であった。ロック以後の自然法思想の発展はロックにおいてみられる「自然」観念の諸契機が分化し自立化してゆく過程の中で実現されるであろう。それは同時に自然法思想の中から近代諸社会科学がそれぞれの分野に姿をあらわしてゆく過程でもある。ロックの自然法思想のフランスへの移行はそういう過程なのである。

- (1) プーフエンドルフがハイデルベルグ大学に講座をもったのが自然法の父としてのグローチウスの学問的影響が広まる最初の契機であったといわれる。一又正雄「グローチウス考」別頁二三頁、(一)又訳「戦争と平和の法」第三卷所収。
- (2) D'Entreves; *Ibid.*, Introduction. 久保訳五頁。
- (3) 新明正道「社会学の発端」一九四七年、四四頁。

(13) Hobbes; *Leviathan, or The Matter, Forme, and Power of a Common-Wealth Ecclesiastical and Civil*, (London 1651), 1881 ed., pp. 96-7.
戸鞠訳一五二頁。

- (14) Hobbes; *Ibid.*, p. 107. 邦訳一七〇頁。
- (15) Hobbes; *Ibid.*, p. 108. 邦訳一七一頁。
- (16) ホッブズに関しては、すでに注にあげたもののほか、水田洋「近代人の形成——近代社会観成立史——」一九五四年、太田可夫「イギリス社会哲学の成立」一九四八年、太田可夫「ホッブズと自然法思想」一橋論叢第二十三卷六号所収、等に多くのことを教わった。

(17) Locke; *The Second Treatise of Civil Government*, ed. by Gough, 1948, ch. V, "Of Property". 服部訳三五—五六頁参照。

(18) 松下圭一「市民政治理論の形成」一九五九年、三一—六頁。
Locke; *Ibid.*, pp. 103-4. 服部訳一九七—八頁。

松下氏はこれを国家と市民社会の二元的対立としてとらえているが、実は社会と国家という表現で対立させられているものは松下氏自身もいう通り、「経済的基礎過程の把握を前提」(松下圭一「名譽革命のイデオロギー構造とロック」一橋論叢第三十二卷五号・五六頁)とした生産関係と、上部構造としての国家権力の問題にはかならないと考える。他方ロックにあっては、生産諸関係

近代自然法の展開に関する一考察 (一)

(4) 和田小次郎「近代自然法学の発展」一九五一年、一五頁、「国家の国民的統一を実現すること、個人人格の自由を実現すること、国家を組織体として形成すること」は近代自然法学の根本的課題であったが、それはむしろ歴史そのものの課題であった。

(5) Radbruch; *Vorschule der Rechtsphilosophie*, 1948, S. 18. ラフトブルフによれば、中世の自然法は神の法と人の法との対立として、近世の自然法は個人の理性と強制秩序の対立として考えられる。

(6) Froelich; *The Ideas of Natural Law and Humanity*, 1922, tr. by E. Barker, An appendices to Gierke's *Natural Law*, p. 207. 彼もまた自然法を統一原理としての主権理論と、個人の権利の間の矛盾としてみている。

(7) Borkenau; *Der Übergang vom feudalen zum bürgerlichen Weltbild. Studien zur Geschichte der Philosophie der Manufakturperiode*, 1934, ch. 3. VII. 水田他訳「一九五頁。

(8) Hugo Grotius; *De jure belli ac pacis*, 一又正雄訳「戦争と平和の法」第一卷、五二頁。

(9) グローチウス、前掲書、一又訳五三—四頁。

(10) グローチウス、前掲書、一又訳八頁。

(11) グローチウス、前掲書、一又訳八頁。

(12) Wolf, E.; *Grosse Rechtsdenker*, 1951, S. 278.

と国家の関係が、自然状態と文明社会の関係として取り扱かわれようである。

(13) Schlatter; *Private Property*, 1951, pp. 156-9. 明山・浜田訳一六四—一五頁。

(14) Rommen; *Die ewige Wiederkehr des Naturrechts*, 1947 ed., S. 90. 阿南訳八九頁。

(15) Laski; *Political Thought in England*, Locke to Bentham, 1927, p. 36. 堀・飯坂訳二二頁。

(16) Schlatter; *Ibid.*, p. 155. 邦訳一六二頁。
「この理論が中産階級——これはその階級の理論であった——が最初の革命的勝利を遂げた丁度その時に発見されたというのはいささか奇妙なことであった。何故ならばこれこそ中産階級の日常の経験から生まれ出た理論であったからだ。」

(17) 浜林正夫「ロックにおける革命権思想の形成」一橋論叢第三十二卷第五号所収。

(18) Fitchie; *Natural Rights*, 1903, p. 10.

三、イギリスからフランスへ
——自然観の分化——

この時代の思考方法が強い一般的類似性をもっているとしても、フランスにおける自然法思想の発展方向を、フィジオクラット、啓蒙哲学者、啓蒙社会主義者およびルソー⁽¹⁾の三つのグループに分け

ることにはかなり根拠のあることである。ラスキは次のようにいっている。「それそれ全く独特な思想をもっていたルソーと重農主義者を除くとすれば、われわれはかなり自信を以て、一般的な気風について要約することができる。」この場合、第一のグループに顕著なものは経済学であり、第二のグループは唯物論哲学への指向であり、第三はその倫理学においてめだっている。

第一に、ロックにおける、国家権力の基礎としての「自然状態」の観念は、十八世紀の自然科学の発展に媒介され、ますます規範性、倫理性をぬぎすてて、経済社会の客観的法則性の認識を深める方向へ向い、やがてフィジオクラットの自然的秩序 (l'ordre naturel) の観念へ発展した。第二に、ロックの感覚論は、機械論的唯物論の方向へ徹底され、人間存在それ自体が物質に還元され、その上に全社会の「自然体系」がきずき上げられた。第三に、現実の所有関係の容認に根ざしたロックの「自然状態」は、ルソーおよび社会主義によって、それぞれ内容は異なるが現実批判のための当為の状態として取り上げられた。ロックからフランスへ、の移行にさいして何故にこのような自然法観の分化がおこったのであろうか。そして、そのことは、近代諸学の成立過程にどのような影響を与えたのであろうか。マルクス・エンゲルスによると、「エルヴェンウスおよびドルバックが眼のまえにみえたのはイギリスの理論とオランダおよびイギリスのブルジョアジーのいままでの発展とのほかに自己の自由な展開のためにいままお闘争しつつあるフランス・ブルジョアジー

であった。」この発展段階の相違は「かれらの理論からイギリス人のもとではまだみられた実証的な経済的内容をとりさることになった。イギリス人のばあいには一つの事実の単純な確認だったところの理論がフランス人のばあいには一つの哲学体系となる」だが「エルヴェンウスおよび、ドルバックによって無視された搾取説の内容はドルバックと同時代に重農主義者たちによって展開され体系化された。しかし、かれらの基礎にはフランスの未発展な経済的關係がよこたわっており、土地所有を限とする封建主義がこのフランスではまだうちやぶられていなかった。そのためにかれらは土地所有および農業労働こそ社会の全形成を制約するところの生産力であると言明し、そのかぎりにおいてやはり封建主義的な見かたにとらわれていたのである。」ここに自然法思想のイギリスからフランスへの移行にさいして起った様々の転形と発展に対する示唆が含まれている。つまりロックのように、イギリスにおける現実の社会的諸関係の確認の上に出発した理論が、一たびおくれたフランスの社会に移しかえられるとき、それは現実に対し批判的になることによって経済的内容を失うのであり、逆に経済的内容を獲得することによっては現体制の確認の方向へ引きよせられるのである。

(1) フィジオクラットの自然法

ガロディが「上昇してゆく歴史の流れの真只中にある階級は自分が権力の座についていたことを弁護するためにも、現実から外れたいかなる欺瞞も必要としない。みずからの力を自覚することと自らの権

力を自覚することとは彼にとって、まったく同じことにはかならない。そしてこの力と権利との自覚は、現実を素直に分析することから生ずるのである。」というように、重農主義は単なる現体制擁護の保守的理論ではもちろんないが、それは「上昇しつつある」階級の思想であり、フランス社会の崩壊を、資本家的地主の「上から」の路線に沿って改革しようとするものであった。重農主義の自然的秩序 (l'ordre naturel) という言葉がすぐれて経済的な客観法則の確認にむかって前進している反面、それが合法的専制主義 (despotisme légal) の主張にもうかがわれるように現体制との妥協の線に沿うものであり、その限り、批判性と急進性の鋭さを欠くものとなったのはこのためである。彼らの進歩性は単に専制君主を「啓蒙」することに限定される。これは彼らの思想を、ルソーやモレリー、マブリーの経済学的分析を欠いた、だが鋭い、倫理的批判と対比すれば明らかである。いわばロックにあっては文明社会に先立つ「自然状態」の名のもとに思惟された現実の社会的諸関係が、より経済学的に深化してとらえられ、「自然的秩序」として再編成されたといえよう。だがフランスでは、上昇しつつある階級が「上から」の改革をめざす地主層であったために、ロックでは顕著だった革命権容認の思想が、重農主義においては啓蒙的な絶対主義の擁護にまで後退している。

さて重農主義において新しく、かつ重要なものは自然的秩序の観念であることはいままでもない。「自然的秩序の観念は、人の知る

ように重農主義的体系の基本的部分の一つである。」ロックにあっては単に功利の調和的な秩序であった「自然状態」が、いまや客観的法則性になった。「自然的秩序」となってあらわれる。「フィジオクラットの原著者は、まさしく、自然的秩序に関する道徳的観念と科学的観念という、まったく異なったところから出た二つの観念の緊密な結合物である。」ミユルダールはこれを自然法における「當為と存在の同一視」「理性と自然の等置」とのべているが、むしろ、自然法の道徳哲学的性格の中に、客観科学としての経済学が確固として根づいたことを評価すべきであろう。

このように自然的秩序は、一方においては神によって設定された、人為の干渉しえない宇宙の理法なのであるが又同時に、人間理性性によって接近し、認識し、再構成しようとするところの倫理的な調和の体系でもある。このばあい理性の名のもとに利己心と全体の利益の一致する倫理的な調和の世界が考えられ、むしろ神の体系の名のもとに注意しなければならぬ。明らかに前者はホッブズ、ロック以来の自然法の系譜をひくものであり、後者はデカルト、マールブランシュのフランス形而上学の流れをくむものであるといえよう。ここにイギリス経験論と、大陸合理論の融合からなる独自の自然法が成立しているのがみられる。

このように、現存体制の線に沿った経済社会こそ理想的な人間幸福の調和体系であるとし、さらにそれを神の設定した自然の客観的

法則をになったものと考えような思想は、フランスの経済的諸関係の発展をになった「上昇しつつある」階級によってはじめて形成されうるであろう。

フィジョクラットの自然法思想は、ホッブズ・ロックのイギリス自然法の系譜にくらべて、自然権という個人権利の確立の上に立てはれないで秩序観が先行しているのが特徴である。それは神の体系であり、理性の秩序でもあることから判る通り、「上から」の近代化をはかるフランス資本主義の性格を反映して、権利の体系であるよりは秩序の体系であった。このことはケネーの「自然権論」に明らかである。ケネーによれば自然権とは、人間にとって有益であり、人間の生存と享樂に必要であるものに対して持つ権利である。われわれはつねに明証(évidence)によって何がわれわれにとって有益であり、必要であるかを知らねばならぬ。われわれが誤って不必要なものを必要とし、有害なものを有益であるとすれば、生物体は死や病いに陥り、経済社会は混乱に陥るといふのである。このようにみてみると、フィジョクラットにおいて、自然権は自然的秩序を維持する限りにおいてのみ権利として容認されるということになる。ここにおいてはホッブズやロックにみられる権利と秩序の間の緊張感はなく稀薄になっているのが判る。「この秩序の又はこの一般の体系の全範囲のうちはその(自然権の)調和は探求されねばならぬのであって、銘々の人間の自然権の平等な又は不平等な分配のうちにはないのである。この秩序そのものに則るのが人間の義務」と

なる。「かくて自然的秩序は広い意味において自然権に先立つものである。」⁽¹³⁾フィジョクラットにとっては社会全体の健全な発展のためには、所有権の平等は問題ではなく、所有権の確実、ことに土地所有権の保証こそもっとも重要なことになる。かくてロックでは明確にはされなかつた土地所有は自然権か否かという問題は、はっきり不平等な土地所有こそ自然的秩序に則るものとして肯定された。⁽¹⁴⁾「土地は富の唯一の源泉」であり「富を増加するものは農業」である。それゆえ土地の所有権は保証されねばならない。「所有権の確実なくしては土地は耕作されなのまま放置される。」⁽¹⁵⁾土地所有権の確実は実は自然権の不平等の容認にまで進む。「私的社會の成立以前にも、人間は事実上不平等な諸権利をもっていた。そしてもし、あらゆる社會の建設的第一原理である所有権にもとづくこの不平等を廃しようとして企てたとすれば、これらの社會は決して形成されなかつたであろう。」⁽¹⁷⁾

このようにみてみると重農主義の自然法が「上から」の体制改革を反映して、いちじるしく現体制確認の性格をもっていることがわかるであろう。ロックにおいては「下から」のいきいきしたブルジョアのエネルギーを想像させる労働にもとづく所有の権利は、いままやなくずし的な体制擁護のための、不平等な土地所有権の確認となつて具体化される。かくて経済学は、十八世紀自然科学の発展に媒介されつつ、事実により密着した客観性を高め倫理的秩序と併存しながらも次第に客観科学としての姿を明らかにしていった。これ

は自然法から経済学への道であると同時に、「ブルジョア自身が」の自律的な体系を確立してゆくための前提的な過程でもあった。

- (1) ルソーと、モレリー、マンリーの社会主義者を一括することはかなり問題があるが、ここでは一応、一つのグループとしておく。その相違は、研究の過程で明らかにするであろう。
- (2) 河野健二氏はもっとも明確にこの三つのグループを分けておられる。河野健二「革命思想の形成」参照。
- (3) Laski; *Studies in Law and Politics*, 1932, p. 28. 石上・安藤訳「フランス革命と社会主義」二四頁。
- (4) Marx-Engels Gesamtausgabe, Erste Abteilung, Band 5; Marx, Engels; *Die Deutsche Ideologie*, 1932, S. 390. 古在訳二〇六—七頁。
- (5) R. Garandy; *les sources française du socialisme scientifique*, 1948, p. 23. 淡路二七頁。
- (6) この点に関しては、次の諸研究を参照されたい。高橋幸八郎「近代社会成立史論」二〇〇頁、河野健二「革命思想の形成」三一—三三頁、横山正彦「重農主義分析」、水田洋「近代人の形成」二〇八頁。もっとも基礎的ではK. Marx; *Das Kapital*. *Volksausgabe besorgt vom M.-E.-L.-Institute*, Bd. 2, 1932, SS. 361—362. 長谷部訳「四六七一—八頁」、K. Marx; *Theorien über den Mehrwert*, Bd. 1, 1956, SS. 16—34. 改造社版、八巻所収。

近代自然法の展開に関する一考察(一)

(7) B. Raynaud; *La loi naturelle en économie politique* 1936, p. 37.

(8) Bonar; *Philosophy and Political Economy*, 1922 ed., pp. 139—41. ボナーはフィジョクラットにおける自然法の主要観念を、自然権、自然的秩序、自然法の三つとしてあげているが、彼の定義はあまり明確ではない。むしろ、それらは、実定法上の権利、人為的秩序、人定法と対比させて考えると理解しやすい(堀新一「フランス経済思想史」五一頁参照)。むしろここで重要なのは、ロックの自然法では「自然状態」と「文明社会」という形で経済的基礎過程と国家権力の関係がとらえられていたのに対し、フィジョクラットでは、自然的秩序と、自然法という形で、経済構造と、法的秩序が一応別なものとして把握されているという点であり、ここにロックからの一つの発展がみられる。

- (9) B. Raynaud; *ibid.*, p. 37.
- (10) Myrdal, *Das politische Element in der national-ökonomischen Doktrinbildung*, 1932, S. 49. 山田訳六七頁。
- (11) "Le droit naturel" 1768. (Trançois Quesnay et la Physiocratie, I, 1958, pp. 729-742.)
- (12) F. Quesnay "Liberté" 坂田訳「ケネー経済表以前の諸論稿」二〇頁。
- (13) Bonar; *ibid.*, p. 140.
- (14) ロックの理論を武器として逆に、土地社会主義者が土地所有

の平等を要求したのも周知の事実である。

(15) ケネー「経済表」増井・戸田訳、七八頁。

(16) 前掲書、七八―九頁。

(17) Mercier de la Rivière: *Ordre naturel, et essentiel des sociétés politique* (1767) 1910 ed., par Depitre, p. 92.

(2) フランス唯物論の自然法

ここに百科全書派ではなく、唯物論をとり上げるのは唯物論こそフランス百科全書派の本質的性格だと考えるからである。それはラ・メトリ、デイドロ、ドルバック、エルヴェンヌに代表される。すでにあげたエンゲルスの言葉のように、彼らの体系は今なお闘争しつつあるブルジョアジーの「願望」であって、その限り、現実の経済的諸関係の客観的分析からは遠くなり、「哲学体系」となっている。

われわれはすでにホッブズにおいても、重農学派にとっても、社会の自然が物理的自然の類比の上に考えられているのを見た。自然科学の進歩を媒介にして、人間社会は物理的自然と同じような法則性をもつものとして考えられた。しかしながらそれは、あくまでも類比であり比喩であって、自然界と社会との具体的なつながりは考えられてはいない。いな自然における人間の位置、つまり自然と精神の関係さえ、そのようなものとして明確に意識されてはいなかった。周知のように、その概念的整理こそドイツ観念論的哲学の課題

すべての結合とは無関係に、人間の自然性から直接流れ出てくるものであり、感覚し、利益を求め、損失を避け、思惟し、推理し、たえず幸福を求める存在者の本質に基礎をおくものである。社会は人間を一人ではいたのでは到達しえないような状態に安住できるようにすることだけが目的なのであり、政府は、成員との間に締結したこうした約束を履行するためにのみつくられたものである……社会の一員になったとて、人は少しもその本質が変わるものではなく、自然ながらの欲求をより容易に満足させることのみを求めているのである。⁽⁶⁾

ここに物理的自然観から感覚的人間観が、感覚的人間観から功利的社会観が、そして功利的社会観から啓蒙君主制が、一つの貫いた体系としてきざきあげられているのを見る。社会秩序としての自然法は、それを構成する個人が物理的自然と考えられることによつて一つの哲学体系と結びついた。ではこのような方向への自然法の発展は何を意味するのであり、それは成功しているのだろうか。

社会秩序を構成する個人権利(自然権)の内容は、ロックにあっては「生命・自由・財産」と考えられた。そしてその限り人間は単に感覚的個人であるばかりでなく、社会的な存在として把握されている。財産権の基礎を労働に求めたということは、人間が生産者として考えられていることを示している。だが今やこの人間の自然権は、感覚論的に徹底されると同時に抽象化され、労働にもとづく所有の権利であるよりは感覚的人間の享樂の権利、利己の権利となる。

近代自然法の展開に関する一考察(一)

だったのである。⁽⁷⁾ だから自然という概念は物的な自然と、社会の自然との二つの別な体系において考えられていたのであり、法としての自然法は、大ざっぱにいえば人間社会の理性的倫理的な秩序体系として考えられていた。

だがフランス唯物論者がはじめてこの二つの自然を一つの体系にむすびつけようとした。人間を物理的自然の機械的延長としてとらえることによつて。

自然法はいまや、下は物理的自然から上は人間社会全体を包括する一大体系となる。この二つの自然を直接むすびつけるのは物理的・機械論的に考えられた人間個人である。「自然は大きな全体であつて、人間はその一部分であり」「人間は物理的存在物であつて、彼の道徳的存在は、彼の物理的性質の一つの特別な方面、彼の独特な体制にもとづく特殊な行為様式にすぎない」のであり、「彼(エルヴェンヌ)は、唯物論を、いきなり社会生活との関係においてとらえている。感覚的諸性質と自己愛、享樂とだれにも諒解される個々人の関心事が、あらゆる道徳の基礎である。」⁽⁸⁾

ここに自然法が、グロチウスのように理性の法であるだけでなく、ロックのように人間最初の世界で支配する法であるばかりでなく、はじめて物質存在との関連においてとらえられ、その方向、すなわち哲学的方向へと深められた。重農学派の「自然的秩序」を自然法の経済学的発展というならば、これはすぐれて自然法の哲学的発展といえるだろう。ドルバックは次のようにいう「自然法は、

⁽⁹⁾ ここにおいて人間は、生産者としての歴史的社会的人間ではなくなり、快樂を追求する超歴史的、抽象的人間である。しかもこの場合、人間自体、ダーウィンの進化論を知らなかったために、一つの静的な、形而上学的な、感覚の体系と考えられていた。「また人間が、生物学において種は不変であると信じていた間は形而上学的に考えていた。フランスの唯物論者のもっていた見解がそれであつた。」⁽⁸⁾

人間は生産者としての社会的存在から「人間機械」へと抽象化された。だが他方、このことは又、社会が功利という単一の動機によつて運行しはじめたことを意味するものである。つまり、ブルジョア的な「利害」が社会を動かす唯一つの規範となりつつあったのである。利己といい、幸福といい、それは「だれにも誤解される関心事(利害)というもの」の抽象的表現にはかならない。かくして唯物論者は「人間」を抽象化し、形而上学化することによつて、この時代においてはもっとも徹底したブルジョア的個人を抽出したのである。

抽象的な個人の快樂から出発して、直接彼らは現実の社会を論理的に再構成しようとする。⁽¹⁰⁾ つまり問題はここで哲学から道徳哲学へ、人間観から社会観へ発展する。その問題のとき方はドルバック、デイドロ、エルヴェンヌそれぞれ異なっているが、彼ら共通の問題は、個人の感覚的快樂の追求が、いかにして全体の利益をつくり出し

うるかということであつた。⁽¹¹⁾ 彼らは観念的な形で解放されたブルジョアの個人の集まりの中から、社会的な秩序の体系をつくり上げようとしたのである。だが、この時代のフランス社会はもろろんブルジョア社会ではなく、古い封建的諸関係を分厚くまといつた絶対主義の支配下にあつたために、利己的なブルジョアの個人は設定されたとしても、それと既存の社会の秩序体系との間にはこえがたい溝があつた。彼らが、社会秩序を形成すべき道徳を感覚的な快樂からひき出そうとするときの無理はここにある。それぞれ勝手に快樂を追求する個人から、直接社会秩序を形成しようと飛躍するとき彼らが失敗するのは、⁽¹²⁾ もろろん根本的には社会における物質的なものを経済過程、生産諸関係としてとらえず、直接抽象的な人間自然に還元したためであるが、それと同時に、当時のフランスでは個人の利益の追求がそれ自体「みえざる手」によって一つの予定調和的な秩序を生みだすような社会がまだできていなかったことに対応している。したがって彼らにとつても、人間を物理的自然に還元しようとする科学的思考と、そして利己的個人を公益に一致させるべき道徳的思考の混在、すなわち存在と当為との自然法的混在が必要だったのである。

十八世紀唯物論者の功績は、彼らが解放されたブルジョアの個人を概念的に「設定」したことに限定されねばならない。彼らの理論が、哲学において革命的であり、道徳哲学において通俗的であり、政府論において保守的になるのはこのような事情からきているので

あり、彼らの体系が「願望」の哲学体系だといわれるのはこのためなのである。

- (1) 井上茂「近世イギリス自然法思想——法思想における『自然』の概念——」(尾高他編、法哲学講座、第三卷所収) 六一頁参照。
- (2) 野田又夫「自由思想の歴史」一八一—四三頁参照。
- (3) F. A. Lange; *Geschichte des Materialismus*, 1907, erste Buch, S. 151. 賀川訳三九四頁。
- (4) K. Marx und F. Engels; *Die Heilige Familie*. (Werke, Bd. 2, Dietz Verlag, 1958) S. 137. 大月版「選集」補巻の三五四頁。
- (5) 「すべの哲学、殊に近代の哲学の大なる根本問題は、思惟と実在(精神と自然—引用者)との関係の問題である。」
F. Engels; *Ludwig Feuerbach und der Ausgang der klassischen Philosophie*, 1927 ed., S. 27. 岩波版四四頁。
- (6) 松本斎光「フランス啓蒙思想の研究」三五三頁による。
- (7) D'Holbach; *System social ou principes naturels de la morale et de la politique, avec un examen de l'influence du gouvernement sur les mœurs*, 1774, P. II, p. 11.
- (8) ドルバックは「ロマンにならうて、自由、安全、所有権を自然権として要求してはいるが(cf. D'Holbach; *ibid.*, P. II. ch. 1) 彼の関心は社会的な生産関係の中にある人間の諸権利を具体

的に考察することではなく、むしろ既成の自然権観を、人間快樂によつて哲学的に基礎づけることの方であつた。

- (8) G. Plechanov; *Beiträge zur Geschichte des Materialismus*, tr. in Eng. by R. Fox, 1934, p. 172. 藤井訳「一九三頁。
- (9) K. Marx und F. Engels; *ibid.*, S. 138. 選集「三五六頁。
- (9) Plechanov; *ibid.*, pp. 94-5. 藤井訳「一三三頁参照。
- (11) Ch. N. Mondshian; *Helvetius*, 1959, SS. 353-376.

(11) H. Lefebure; *Diderot. Les Editions Réunies*, p. 303, 1949.

(12) 根岸国孝「啓蒙哲学と重農主義」一橋論叢第二十五卷四号所収。啓蒙哲学と重農主義が同じことをいっているからといって両者の差異を解消するのではなく、両者がそれぞれ何をその中心課題としていたかこそ、両者の社会的階級的な本質をみるべきである。